

監査結果公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第5項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成23年度行政監査及び随時監査（財務事務監査）の結果について

平成23年6月3日

東かがわ市監査委員 赤坂 末夫

東かがわ市監査委員 池本 信秀

東かがわ市監査委員 矢野 昭男

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による行政監査及び随時監査（財務事務監査）

2 監査のテーマ

東かがわ市地域活動支援センター事業Ⅲ型に関する事務及び財務に関する事務

3 監査の目的

東かがわ市地域活動支援センター事業Ⅲ型に関する事務が、国の地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第175号）、東かがわ市地域活動支援センター事業実施要綱（平成19年東かがわ市告示第26号）、当該事業委託契約書等の定めるところに従って適正に執行され、かつ、効率的であったといえるかどうかを検証することを目的として監査を行った。

4 監査の対象

(1) 対象事務

平成20年度及び平成21年度に執行された東かがわ市地域活動支援センター事業Ⅲ型の4事業所のうち、社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会の2事業所を除く2事業所に関する事務及び財務に関する事務

ただし、必要に応じて平成22年度のそれぞれの事務も対象とした。

(2) 対象部課

市民部福祉課

5 監査の実施期間

平成23年5月25日から平成23年6月2日まで

6 監査の方法

監査の対象とした東かがわ市地域活動支援センター事業Ⅲ型について、利用できる市内4つの事業所のうち事業委託先である2つの法人（以下「事業者」という。）を選定し、それに関する事務及び財務に関する事務について、所管部課である市民部福祉課から資料及び関係書類の提出又は提示を求め、これをもとに、次の監査の着眼点

にそつて、質問その他の方法によつて監査を行つた。

この場合、市から委託を受けた事業者に対しての出頭を求めてはいない。

なお、今回の監査に先立つて事前調査及び事前研究を実施した。それらの結果は、ここに併せて記載した。

(1) 監査の着眼点

ア 事業者からの事業実施計画書における予算及び実績報告書における決算の報告内容は、委託契約書等の内容に基づき適正か。

イ 事業者において、委託事業に係る収入及び支出が、他の経理と区別し、行われているか。

ウ 市が委託することによつて求めている事業目的が達成され効果が現れているか。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

なお、この監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

1 監査の結果の概要

(1) 監査の対象法人（2法人）に対する歳出執行状況について

委託料等の年度別支出金額は、次表のとおりである。

委託料は、上半期分と下半期分の年2回に分けて支払われている。

第1表 年度別事業者（2法人）の委託料等の金額の調査表

(単位：円)

年 度	委託料等	摘 要
平成20年度	4,740,000	1つの団体への助成金
平成21年度	8,000,000	2つの法人への委託料合算額
平成22年度	10,600,000	2つの法人への委託料合算額

参考1：平成20年度の事業者の団体は、平成21年度から法人格を有した。

参考2：平成21年度の2つの法人のうち、一つの事業者は平成21年11月から事業を開始した。

(2) 実績報告書における決算について

ア 収入の部について

- ・利用者からの利用料収入は計上されている。
- ・市からの委託料のほか、利用者の作業訓練に伴う販売収入がある。
- ・東かがわ市地域活動支援センター事業委託契約書第9条の規定により、収入及び支出の内容を明らかにする証拠書類として、販売収入に係る納品書（控）、領収書（控）は、各事業所において保管されていると思われるが、市民部福祉課において、その確認は行っていない。

イ 支出の部について

- ・平成21年度収支決算書によると委託事業費に占める割合が最も大きい勘定科目が人件費であり、事業所毎ではそれぞれ約68.6パーセント、約71.6パーセントであった。
- ・利用者の作業工賃の支払いの記載がない。
- ・共通経費については、光熱水料費はあん分により計上しているが、その負担割合の確認は行っていない。
- ・委託料について、他事業と区別して使用しているかを確認できる資料（通帳の写し）の確認はできていない。

ウ 精算による返還について

- ・決算書の事業費が委託料を上回っているため、精算により戻入は発生したことはない。

(3) 事業実施計画書における予算と実績報告書における決算との比較について

予算書は事業所（現場）で作成し、決算書は事業者の本部で経理システムによって作成されているようであり、予算と決算の差異が発生する原因の一つとなっていると思われる。

また、平成21年度において、予算書では福利厚生費37,000円が計上されていたが、決算書では法定福利費183,465円と福利厚生費309,437円が計上されていた案件があった。法定福利費は、社会保険・労働保険として強制的に加入するものであり、福利厚生費は、余暇的な経費（支援スタッフの研修のための費用等）を計上しているとのことであった。市民部福祉課において、その支出の明細書の確認は行っていない。福利厚生費に関する経費割合の基準はない。

(4) 事業者における委託事業の経理処理について

東かがわ市地域活動支援センター事業委託契約書第9条に規定されている経理に関する部分について、「乙は、委託事業に係る収入及び支出について、他の経理

と区別し」と明記されている。当然、経理が区別されるということは、委託事業専用の通帳により運用が図られているものと推測される。事業者によっては、単一事業による事業所と複数の事業による併設された事業所があり、併設の事業所の経理の区別は確認されていない。

(5) 事業目的とその効果について

東かがわ市地域活動支援センター事業は、障がい者等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としている。そのうち東かがわ市地域活動支援センター事業Ⅲ型の事業内容は、地域において雇用及び就労が困難な障がい者に対し、通所により生活訓練、作業訓練等を実施する事業となっている。利用者数は1日当たりの実利用人数が概ね10名以上、職員配置は基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とするよう要件が定められている。利用料は、1人1回1事業所当たり100円（負担上限月額300円、生活保護世帯無料）である。

利用者（申請者が市長に申請し、当該事業の利用が決定された者）は、毎年、漸増傾向であり現在市内で47名の方が認定されている。一つの事業所では、平成22年度委託料600万円で通所者の登録者8名のうち常時6名の市内利用者がいる。作業メニューは、各個人にあった作業を提供し、作業提供業者の納期に間に合わせるため利用者の努力とスタッフのサポートによって、取り組んでいる。もう一方の事業所では、委託料460万円で登録者18名、うち13名の市内利用者がいる。地域住民との交流の場を大切にしたいアットホームな雰囲気のある事業所となっている。

本市においては、一事業所当たりの標準事業費を600万円とし事業実施しているが、委託料は単に利用者数に比例するものではなく、各事業所における作業メニュー、各利用者の障害の程度、その日の体調、各利用者に見合ったサポートを行っているスタッフのきめ細やかな配慮に対する労務の対価という面があると察せられる。所管部課である市民部福祉課では、効果は発揮されているとの認識であり、国の実施要綱等による事業目的が概ね継続的に達成されていると判断される。

併せて、市民部福祉課及び事業者において「こころのバリアフリー宣言（精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針）」が市民に浸透する社会を目指して努力されていることについて高く評価する。

市民部福祉課においては、当該事業者に対し利用者のさらなる増員を図り、より効果的な支援を実施するよう、一層の地道な努力を指導されたい。

2 改善を要すると認められる事項等

(1) 利用者の作業訓練に伴う販売収入と分配金について

販売収入については、収入の部に計上し、分配金（作業工賃）については、支出の部に計上することが望ましいといえる。また、事業の目的・内容からして作業訓練は事業の根幹をなす項目と考えられるため、これに関わる販売収入に係る納品書（控）、領収書（控）を市民部福祉課において確認すべきであると思われる。

(2) 福利厚生費について

福利厚生費は、経費割合の明確な基準はないものの計上については必要な経費と認められているところである。その用途及び金額については、社会通念上相当と認められるものに限定されると解される。福利厚生費と研修費を区別し計上することを検討され、今後は一定の基準を設けて執行するように事業者に対し指導することが望まれる。

(3) 予算書と決算書について

事業者の委託事業に係る収支予算書は、市からの委託料の用途の適否を判断する重要な書類であるから、実績報告書にある収支決算書との差異については、軽微な変更起因するものもあると考えられるが、あくまで予算といえども前年度実績を踏まえ、より精査され当年度事業計画に沿った予算の勘定科目及びその金額を設定されたい。また、予算執行にあたっては理由のある場合を除いては予算額と決算額においては大きな変動のないことが望まれる。

(4) 委託事業と他の経理との区別について

事業所においては、当該事業以外にも併設して実施している経営体があるため、委託事業に係る委託料が、他の経理と区別され管理できるよう通帳を別とし、他の経営部門に運転資金として融通しないようにする必要があると考えられる。よって、委託料の支払いは、事業者の事業ごとの専用通帳へ口座振込みとするよう検討していただきたい。その通帳は、市民部福祉課で確認すべきであると思われる。また、共通経費については、負担割合の基準（あん分のルール）を作成することを検討されたい。